

## 『著作物の種類』

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など（美術工芸品含む）
建築の著作物	芸術的な建造物（設計図は図形の著作物）
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビドラマ、ネット配信動画、ビデオソフト、ゲームソフト、コマーシャルフィルムなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

このほかに次のような著作物もあります。

二次的著作物	上表の著作物（原著作物）を翻訳、編曲、変形、翻案（映画化など）し創作したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権がありません。

1. 憲法そのほかの法令（地方公共団体の条例、規則も含む。）
2. 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
3. 裁判所の判決、決定、命令など
4. 1 から 3 の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

※「二次的著作物」利用時は、二次的著作物の著作者と、原著作物の著作者の許可も必要。

※「編集著作物」は、どの項目を、どの順序で載せるかなどについて編集人の創作性がある。

※「共同著作物」は、2人以上の人が共同して作った著作物で、各人の著作した部分を分離して個別に利用できないものをいう。

## 『著作作権の権利』

著作権法は、著作権の内容を、大きく次の二つに分けて定めています。著作物を通して表現されている著作者の人格をまもるための「[著作者人格権](#)」、著作権者が著作物の利用を許可

してその使用料を受け取ることができる権利としての「**著作権(財産権)**」です。

### 『**著作者人格権**』

著作物をとおして表現された著作者の人格をまもるため、著作者人格権が定められている。著作権(財産権)はほかの人に譲り渡すことができますが、この著作者人格権は、作品を作った人自身の人格を保護するという目的がありますので、譲ることができません。

<b>公表権</b>	著作者が著作物を公表するかどうか、公表する場合どのような方法で公表するかをきめる権利。
<b>氏名表示権</b>	著作者が自分の著作物にその氏名を表示するかどうか、表示する場合本名にするか、ペンネームにするかをきめる権利。
<b>同一性保持権</b>	著作者が自分の著作物のタイトルや内容を、ほかの誰かに勝手に変えられない権利。

### 『**著作権(財産権)**』

著作権法に定められている方法で著作物を利用する場合は、利用する前に著作権者の許可をもらう必要があります。

<b>複製権</b>	印刷、写真、コピー機による複写、録音、録画などあらゆる方法で「物に複製する」権利で、著作権の中で最も基本的な権利。
<b>上演権・演奏権</b>	音楽の演奏会や演劇の上演、演奏を収録した CDなどを多くの人に著作物を聴かせたり、見せたりする権利。
<b>上映権</b>	映画、写真、絵画などの著作物を、多くの人に見せるためにスクリーンやディスプレイ画面で上映する権利。
<b>公衆送信権</b>	テレビ・ラジオ・有線放送、インターネットなどによる著作物の送信に関する権利。ホームページに著作物をのせて、いつでも送信できる状態にすることは「送信可能化権」として、この権利に含まれる。
<b>公の伝達権</b>	テレビ・ラジオ・有線放送、インターネットなどによる著作物の伝達に関する権利。
<b>口述権</b>	小説や詩などの言語の著作物を朗読などで多くの人に伝える権利。
<b>展示権</b>	美術の著作物および写真の著作物(未発行のもの)を展示する権利。
<b>頒布権</b>	劇場用映画のように、上映して多くの人に見せることを目的として作られた映画の著作物を販売したり貸したりする権利。
<b>譲渡権</b>	映画以外の著作物またはその複製物を多くの人に販売などの方法で提供する権利。
<b>貸与権</b>	映画以外の著作物の複製物を多くの人に貸し出しする権利。

<b>翻訳権・翻案権 など</b>	著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化などの方法で二次的著作物を作る権利。
<b>二次的著作物 の利用権</b>	自分の著作物（原作）から創られた二次的著作物を利用することについて、原作者が持つ権利。

## 『著作者の死後 70 年までが原則』

著作権の原則的保護期間は、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後 70 年までです。2018 年 12 月 30 日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」が我が国において効力が生じ、原則的保護期間が 50 年から 70 年になりました。

著作物の種類	保護期間
<b>実名（周知の変名を含む）の著作物</b>	死後 70 年
<b>無名・変名の著作物</b>	公表後 70 年 (死後 70 年経過が明らかであれば、そのときまで)
<b>団体名義の著作物</b>	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)
<b>映画の著作物</b>	公表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)

※死後、公表後、創作後の期間の計算は、期間計算を簡便にするため、死亡、公表、創作の翌年の 1 月 1 日から起算。

※保護期間中でもその著作権者の相続人がいない場合は、著作権は消滅します。

※共同著作物の保護期間は、著作者の中で最後に死亡した人の死亡時を基準に計算する。

※詳細は、「公益社団法人 著作権情報センター」で確認ください。

## フリー素材を使うときに注意すべきポイント

<https://biz.moneyforward.com/blog/13313/>

### 1. 商用利用と個人利用の違い

商用利用が禁止されている場合、そのフリー素材を雑誌や企業のサイトなどでの利用はもちろん NG ですが、個人利用の場合であっても、アフィリエイトには広告収入を得ることができるという側面があるため、「商用利用」と判断されるケースがあります。

## 2.画像の改変が可能かどうか

フリー素材を利用する際には、画像の改変が可能なのか**規約を読んでチェック**することが大切です。サイトの規約に記載されていない方法の加工は基本的に NG となります。利用の前に、必ずその内容を十分に理解するようにしましょう。

加工の注意点としては、文字を入れる「加工」や規定範囲内での「拡大や縮小」は許可されていても、**縦横の比が規定と異なる場合は許可されない**ケースもあります。また、色調を変えことや、部分的な切り抜き加工は禁止となるケースがあります。さらに、自作や商用利用のイラストや写真に加工して組み入れるのは禁止となることがあります。

## 3.素材に人が写り込んでいる場合の対応

フリー素材に人が写っている場合、モデルリリース取得済み等と記載されている人物写真は使用しても大丈夫ですが、使い方が規約で決められている場合は注意が必要です。商用利用が可能なのか、きちんと把握した上で使用しましょう。

## 4.撮影者と写っている人は権利が異なる点

著作権と肖像権は内容が異なります。

「**著作権**」とは、フリー素材の場合は撮影した人が著作者となります。「**肖像権**」とは、写真に写っている人物が主張する権利です。フリー素材に人物が写っている場合は、著作権と肖像権の両方に注意が必要です。どちらかだけに違反しても問題となります。

## 5.その他の権利者が様々な要求をしている場合

フリー素材はサイトによって規約が異なります。他のサイトでは使用できる条件でも、別のサイトでは違反になることがあります。使用する時には規約をきちんと確認し、著作権や肖像権にも注意をして利用するようにしましょう。特に、こういう場合は連絡をして欲しいと記載されている場合には、必ず使用する際にはメール等の連絡が必要になります。例えば、クレジット表記(著作者の氏名や作品タイトルなどを表示すること)を入れた方が良いのか、利用するサイトのコンセプトがフリー素材と合うのかどうかは、サイト管理者や著作者、モデルに確認をしないといけないケースもあります。また、トレースや二次利用が可能なのかどうかも連絡しないと分からないケースは多く存在します。

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは、CC ライセンスとも呼ばれ、国際的な非営利組織が管理しています。

インターネットでフリー素材として使用するのに、著作者がマークを入れることで、どのように使用して良いのか分かるようにマークが作成されています。

CC ライセンスには6種類あり、明確に著作者の意思を知ることができます。

- ・表示：作品のクレジットを表示する必要あり
- ・非営利：商用利用等の営利目的は許可しない
- ・改変禁止：画像の改変を許可しない
- ・継承：著作者のクレジットを表記すれば商用利用も可能
- ・表示と非営利と継承：クレジット表記を前提に、非営利利用に限り改変可能
- ・表示と非営利と改変禁止：クレジット表記を前提に、非営利利用に限り利用可能だが改変は許可しない

### 利用規約の例 <https://www.istockphoto.com/jp>

「ロイヤリティフリーライセンス」とは、支払いを1度だけ行うことにより、著作権で保護された画像や映像を私用目的や商用目的で継続的に使用できるライセンスです。画像や映像を何度使っても追加料金は発生しません。このライセンスは画像や映像の制作者と使用者の両方にメリットがあるため、iStock では、提供するビジュアル素材をすべてロイヤリティフリーで提供しています。

#### ロイヤリティフリーの写真と映像を使用する方法

iStock で提供されているビジュアル素材はすべて、ソーシャルメディア広告、街頭広告、Powerpoint を使ったプレゼンテーション、映画など、さまざまな用途に合わせて使用できます。編集、サイズ変更、カスタマイズを自由に行えるので、表現の可能性は無限大です（ただし、“エディトリアル専用”写真は報道用途に限り使用でき、編集は行えません）。



**説明：** Stylized Birds - Kingfishers in flight

1 クレジット

#### ベーシック(Essentials)コレクション

- ・このイメージを¥1,200 で購入
- ・1ヶ月定額使用なら¥400

iStock コンテンツライセンス契約 **(抜粋)**

最終更新日：2022年1月

本契約は、日本に所在するお客様（代理購入の場合、本人である「ライセンシー」を意味します。以下同じ）とゲッティイメージズ・セールス・ジャパン合同会社（以下「iStock」）間のライセンス契約であり、iStock からお客様に対してライセンスが付与される写真、イラスト、ベクター、ビデオ、および音楽の使用方法を説明するものです。**お客様は、iStock からコンテンツをダウンロードすることにより、本契約を受諾したことになります。**

iStock では、「**標準ライセンス**」および「**追加ライセンス**」の2つのタイプのライセンスを提供しています。iStock からダウンロードされたすべてのファイルは、標準ライセンスに基づいて提供されます。お客様が**追加ライセンスを取得するためには、追加ライセンス料を支払う必要があります**、これにより、追加の権利のライセンス付与を受けることができます。追加ライセンスを購入しない場合、コンテンツは標準ライセンスの条件に従って使用しなければなりません。

iStock のファイルに関するライセンスはクレジット購入または定額使用契約により、取得できます。・・・iStock は**月単位または年単位の定額使用契約**も提供しており、こちらのご契約では、お客様は、毎月特定数の写真、イラスト、ベクター、ビデオ、または音楽をダウンロードでき、さらにお得です。

お客様は、**テストまたはサンプルレイアウト用（カンブ）使用に限り、無料で iStock サイトの電子透かし入りコンテンツをご使用いただけます**。電子透かし入りコンテンツは最終製品または公表対象物には使用できず、また、使用期間も**ダウンロード後 30 日間のみ**となります。

お客様は、これらの**制限および本契約条件の範囲内で、iStock からお客様に付与される権利**は、以下のとおりです。

- ・**無期限**：契約期間中にダウンロードしたコンテンツには、使用期限はありません。
- ・**非独占**：コンテンツの使用に関する独占権はありません。iStock は、同じコンテンツを他のユーザーにもライセンスすることができます。
- ・**ワールドワイド**：コンテンツは世界のすべての地域で使用できます。
- ・**無制限**：コンテンツが使用できるプロジェクト及び媒体に制限はありません。

本契約の目的上、「使用」とはコピー、複製、修正、編集、同期、上演・上映、表示、放送、公開、またはその他の利用を意味します。（以下省略）。

### 「**使用制限**」条項

**公序良俗に反する使用の禁止。**

「**エディトリアル専用**」コンテンツの**商業使用禁止**。「エディトリアル専用」と表示されたコンテンツは、商業、販売促進、記事広告、商品・サービス等推奨、広告、ギャンブル/賭博/ゲーミング利用または商品化の目的での使用をすることはできません。

**商標またはロゴ**。**追加ライセンス**（音楽にはありません）**を購入しない場合は、コンテンツ（全部か一部かを問いません）を商標、デザインマーク、社名、商号、サービスマーク、またはロゴの特徴的な要素として使用することはできません**。さらに、お客様は、このようなコンテンツを商標登録する権利を有さず、また、そのような登録、優先使用権および/または化体された信用により、当該コンテンツもしくは類似コンテンツの第三者による使用を阻止することはできません。（後略）